

公益財団法人横浜市観光協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人横浜市観光協会（以下「財団」という。）定款第41条の規定に基づき、賛助会員について必要な事項を定める。

(入会)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員加入申込書（第1号様式）により、理事長に申し込む。

(賛助会員の区分)

第3条 賛助会員は、特別会員及び正会員に区分する。

- (1) 特別会員は、観光及びコンベンションに特に関係のある企業及び団体並びに財団の諸活動に積極的な支援を行う企業、団体及び個人とする。
- (2) 正会員は、横浜の観光・首都圏のコンベンション振興に深い関心のある企業、団体及び個人とする。

(入会金)

第4条 賛助会員は入会時に入会金20,000円を納入する。

(会費)

第5条 賛助会員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の会費を事業年度ごとに納入するものとする。

- (1) 特別会員 1口 100,000円 3口以上
 - (2) 正会員 1口 10,000円 3口以上
- 2 年度の途中において入会した者の会費の額は、入会が4月1日から9月30日のときは全額、10月1日から3月31日のときは半額とする。

(減免)

第6条 財団は、賛助会員が水害、震火災その他非常事態により損害を受けたとき又は理事長が真にやむを得ないと認めたときは、会費の一部又は全部を減免することができる。

(会費の不返還)

第7条 既納の会費については、返還しない。

(賛助会員の特典)

第8条 賛助会員は、定款第41条に定めるもののほか、次の各号に定める特典を受けることができる。

- (1) 財団が行う事業への参加
- (2) 財団が主催する各種会合等への参加
- (3) 財団が発行する観光資料等への掲載
- (4) その他の特典

(賛助会員の義務)

第9条 賛助会員は、財団の事業に関して必要な協力をし、連携して事業を推進する。

(事業部会の設置)

第10条 賛助会員相互間の情報交換、協力親睦等のため事業部会等を設置することができる。

2 事業部会には幹事を置く。幹事は、事業部会に参画する賛助会員の中から選出する。

(表彰)

第11条 次に該当する者は表彰を受けることができる。

(1) 財団の賛助会員として5年以上の事業所の従事者で、15年以上業務に精励し、他の模範となる者

(2) 特に理事長が表彰の必要があると認めた者

2 前項第1号の推薦は、会員が「横浜観光コンベンション事業優良従事者表彰推薦書」(第2号様式)を財団理事長に提出する。なお、推薦人員は1会員1名とする。

3 被表彰者等の選考は、理事長が別に定める選考委員会の審議結果を受けて理事長が決定し、理事会に報告する。

(届出事項の変更)

第12条 賛助会員は、次の各号に掲げる事項に変更があった場合には、速やかに理事長に届け出をする。届け出にあたっては、原則賛助会員届出事項変更届(第3号様式)を用いる。

(1) 事業者名

(2) 所在地、電話番号及びFAX番号

(3) 代表者名及び代表者役職名

(4) 業種

(5) 賛助会員区分及び会費金額

(6) その他、財団に連絡すべき変更事項

(退会)

第13条 賛助会員を退会しようとする者は、理事長に届け出をする。届け出にあたっては、原則賛助会員退会届(第4号様式)を用いる。

(除名)

第14条 理事長は、賛助会員が次の各号の一つに該当するときは退会させることができる。

(1) 事業年度内に会費を納入しないとき。

(2) 団体又は法人が解散したとき。

(3) その他、財団の賛助会員としてふさわしくない行為が認められたとき。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、賛助会員について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人横浜市観光協会の設立の登記の日（平成23年11月1日）から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。